

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西条市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響をおよぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛媛県西条市長

公表日

令和3年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種の実施や履歴管理、統計報告資料の作成等を行う。 ①予防接種業務の実施に関する事務 ②予防接種対象者への通知・接種券の発行に関する事務 ③予防接種履歴の管理・問合せに関する事務 ④予防接種済証の交付に関する事務 ⑤予防接種による健康被害の救済措置に関する事務 ⑥予防接種者の統計・分析処理に関する事務 ⑦新型インフルエンザの予防接種
③システムの名称	1、健康管理システム 2、団体内統合宛名システム 3、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項・17の項・18の項・19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、12条の3、13条、13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2 番号法第19条第7号 別表第二の115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 健康医療推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒793-8601 西条市明屋敷164番地 西条市役所 総務部 総務課 TEL0897-56-5151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 西条市役所 こども健康部 健康医療推進課(西条市中央保健センター) TEL0897-52-1215

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月18日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)別表第一 第10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	見直しに伴う修正
平成31年3月18日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第17の項・第18の項・第19の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項・17の項・18の項・19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、12条の3、13条、13条の2 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2	事後	見直しに伴う修正
平成31年3月18日	I 5 ②所属長の役職名	課長 塩崎昭次	課長	事後	見直しに伴う修正
平成31年3月18日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月30日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月18日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数	平成28年4月30日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月18日	IV リスク対策			事後	評価書の様式の一部改正による、新規記載
令和3年2月25日	I 1 ②事務の概要	①予防接種業務の実施に関する事務 ②予防接種対象者への通知・接種券の発行に関する事務 ③予防接種履歴の管理・問合せに関する事務 ④予防接種済証の交付に関する事務 ⑤予防接種による健康被害の救済措置に関する事務 ⑥予防接種者の統計・分析処理に関する事務	①予防接種業務の実施に関する事務 ②予防接種対象者への通知・接種券の発行に関する事務 ③予防接種履歴の管理・問合せに関する事務 ④予防接種済証の交付に関する事務 ⑤予防接種による健康被害の救済措置に関する事務 ⑥予防接種者の統計・分析処理に関する事務 ⑦新型インフルエンザの予防接種	事後	見直しに伴う修正
令和3年2月25日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 番号法第9条第1項 別表第一の93の2の項	事後	見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月25日	I 4 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項・17の項・18の項・19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、12条の3、13条、13条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項・17の項・18の項・19の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、12条の3、13条、13条の2</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2 番号法第19条第7号 別表第二の115の2の項</p>	事後	見直しに伴う修正
令和3年2月25日	I 5 ①部署	保健福祉部 健康医療推進課	こども健康部 健康医療推進課	事後	見直しに伴う修正
令和3年2月25日	I 8 連絡先	〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 西条市役所 保健福祉部 健康医療推進課 (西条市中央保健センター) TEL0897-52-1215	〒793-0041 西条市神拝甲324番地2 西条市役所 こども健康部 健康医療推進課 (西条市中央保健センター) TEL0897-52-1215	事後	見直しに伴う修正